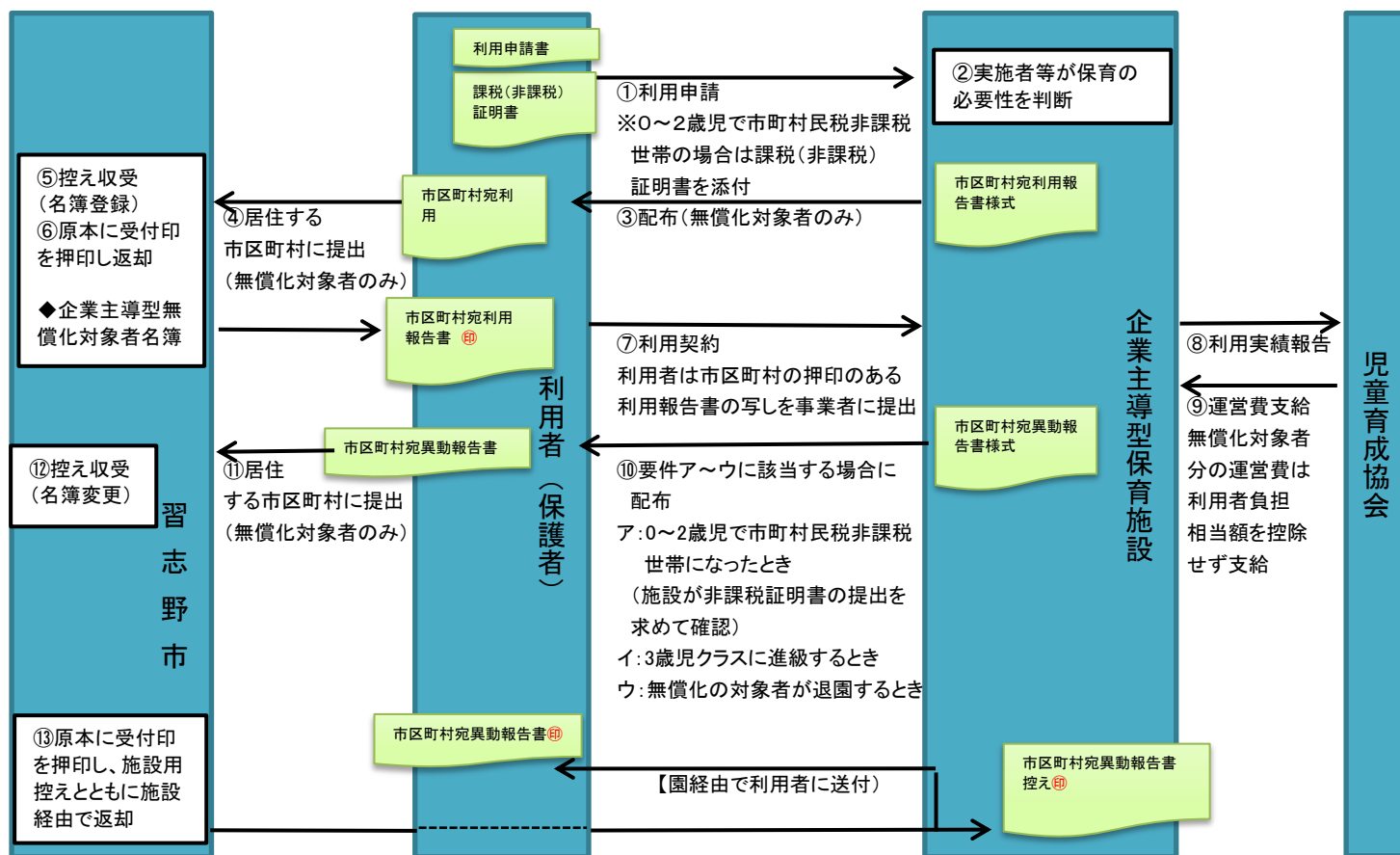


## 企業主導型保育施設の利用料



### [基本的な考え方]

- 企業主導型保育施設の無償化は、拠出金を財源とし現行の仕組み（利用者、企業主導型保育施設、児童育成協会）の中で行う
- 企業主導型保育施設の利用者が他の認可外保育を利用した場合、認可外保育利用分については無償化の対象としない

### [要件確認・利用契約・市区町村への報告]

#### ①利用申請[利用者→施設]

- ・利用申請者が0～2歳児で市町村民税非課税世帯である場合は、利用申請書に課税（非課税）証明書を添付する

#### ②事業実施者等が保育の必要性を判断（施設→利用者）

〈従業員枠〉次のいずれかの状態にある児童

- ア 事業実施者（施設設置者）に雇用されていること
- イ 子ども・子育て支援法第19条第1項の2号または3号支給認定を受けていること
- ウ 子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号（一定の労働時間以上）、第2号（妊娠中or出産後間もないこと）、第9号（育休中）に該当する場合
- エ イ及びウに準じる状態にあることを児童育成協会が認めた場合

〈地域枠〉次のいずれかの状態にある児童

- ア 一般事業主に雇用されていること
- イ 子ども・子育て支援法第19条第1項の2号または3号支給認定を受けていること
- ウ ア及びイに準じる状態にあることを児童育成協会が認めた場合

#### ③～⑦利用契約までの流れ

- ・利用申請者が無償化対象者の場合は、施設が利用申請者に対して市区町村宛利用報告書様式を配布する
- ・利用申請者は利用報告書に必要事項を記入し、居住する市区町村へ提出する（他の企業主導型保育施設に転園した場合も提出）
- ・市区町村は利用報告書の控えを收受し、企業主導型無償化対象者名簿へ登録するとともに、原本に受付印を押印の上利用申請者に送付する
- ・利用者申請者は市区町村登録通知書の写しを企業主導型保育事業者へ提出し、利用契約を締結する。

10月までに

10月以降

[無償化給付]

⑧利用実績報告 ⑨運営費支給(企業主導型保育事業者⇄児童育成協会)

- ・無償化対象者分運営費については利用者負担相当額(利用料)を控除せず運営費を支給する。

[市区町村への報告]

⑩～⑬無償化対象者が次のア～ウに該当した場合の処理

- ・施設はア～ウに該当した利用者に、市区町村宛異動報告書様式を配布する

ア 0～2歳児で市町村民税非課税世帯になったとき イ 3歳児クラスに進級するとき ウ 無償化の対象者が退園するとき

- ・利用者は異動報告書に必要事項を記入し、居住する市区町村に提出する

- ・市区町村は異動報告書の控えを收受し、対象者名簿の情報を変更する

- ・市区町村は原本に受付印を押印の上、施設経由で利用申請者に返送するとともに、施設用の控えも送付する